

施策評価シート（平成30年度実績評価）

◎ 施策の基本情報

総合計画 中期プラン	政策No.	2-1	政策名	環境の保全	政策の 目指す姿	豊かな自然と生活環境を守り暮らし しています	施策 主管課	生活環境課	施策主管 課長名	松原 弘明
	施策No.	4	施策名	循環型社会の構 築	施策の 目指す姿	物を大切に使い、ごみの減量 化に取り組んでいます	関係課名			
	現状と課題	・本市におけるごみの年間排出量は、ほぼ横ばいで推移しています。 ・不法投棄によるごみの回収量は、ほぼ横ばいで推移しており、不法投棄が後を絶たない状況です。								

◎ 前年度の評価の振り返り

<p>（前年度評価時の今後の方向性）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ごみ分別の徹底や再資源化のほか、生ごみの水切りによる減量効果について、引き続き公衆衛生組合連合会と連携し周知に努めるとともに、出前講座や広報、市ホームページ等を通じた啓発活動を実施し、より一層のごみの減量化に努める。 ・刈草、剪定枝を集積所に排出する場合は、十分に乾燥させ、重量や体積を減らしてから袋詰めするようにし、ごみの減量と円滑な収集処理に協力いただくよう周知に努める。 ・事業系ごみの分別について周知するとともに、事業者の個別訪問により、産業廃棄物の適正処理と資源ごみの分別について説明し、減量の呼びかけを行う。 ・不法投棄の監視強化と防止啓発を図るため、不法投棄監視員を設置し、公衆衛生組合連合会及び警察署と連携を図り、パトロールを強化する。 <p>（反映状況）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ごみの分別、再資源化、生ごみの水切りについては、出前講座による啓発を行ったほか、広報・市ホームページ等による啓発も実施した。 ・刈草、剪定枝については、十分に乾燥させて排出するよう出前講座、広報等で協力を呼びかけた。 ・事業系ごみに関しては、ごみ排出量の多い事業所を直接訪問し、産業廃棄物の適正な分別及び処理に係る説明を行ったほか、ごみの減量及び資源化について協力を依頼した。 ・不法投棄監視員によるパトロールを実施した。また、公衆衛生組合連合会・県南広域振興局・警察署と連携し、現地確認等を実施した。

1 施策の目指す姿の実現に向けた主な取組

<p>(1)ごみの減量対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ごみの分別啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・家庭ごみ収集分別表、収集カレンダーの作成、出前講座の開催及び広報等による啓発を実施 ○3R(ごみの発生抑制、再利用、再生利用)の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ごみの分別収集効果を高めるため、資源集団回収団体にに対し奨励金の交付や車両の貸し出し等を実施 ・ごみ減量アドバイザーを設置し、ごみ集積所の実態調査及び現場での分別指導を実施 ○生ごみの減量推進 <ul style="list-style-type: none"> ・出前講座等における水切り啓発、食品ロス削減に係る3010運動の啓発を実施 ○事業系一般廃棄物のリサイクル化への推進 <ul style="list-style-type: none"> ・食品リサイクル法に基づく温泉施設等の食品廃棄物の再資源化(たい肥化)などに補助 ○ごみの有料化を含めた減量化施策の調査研究 <ul style="list-style-type: none"> ・ごみ有料化及び分別収集実施自治体の事例を収集し検討を実施 <p>(2)廃棄物の適正な処理</p> <ul style="list-style-type: none"> ○近隣市町との安定的かつ経済的な廃棄物の処理 <ul style="list-style-type: none"> ・岩手中部クリーンセンターにおいて、花巻市、北上市、遠野市、西和賀町から排出される燃やせるごみを共同で処理 ○清掃センターと最終処分場の適正な管理 <ul style="list-style-type: none"> ・清掃センターの現状施設の適切な維持修繕及び最終処分場の埋立処理、浸出水処理の適正管理を実施 <p>(3)不法投棄の防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ○啓発活動とパトロール体制の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・不法投棄監視員を設置し、公衆衛生組合連合会、県・警察署等と連携した不法投棄防止啓発活動及び監視活動を実施

2 成果指標

成果指標名	成果指標設定の考え方 (なぜ、この指標で成果を測ることにしたのか)	成果指標の測定企画 (どのように実績を把握するのか)	単位	数値 区分	H26	H27	H28	H29	H30	R1
市民一人当たりの一般廃棄物排出量(家庭系)	家庭ごみの排出状況を示す指標である	年度におけるごみ処理施設(清掃センター・岩手中部広域行政組合)搬入量を人口数で除した数値 ＝年間搬入量(可燃ごみ+不燃ごみ)/人口数	kg	目標値	166.3	164.9	163.5	168.0	164.1	160.2
				実績値	175.4	170.7	166.1	167.2	166.2	
市内全事業所の一般廃棄物排出量(事業系)	事業所のごみ排出状況を示す指標である	年度におけるごみ処理施設(清掃センター・岩手中部広域行政組合)への事業系搬入量 ＝年間搬入量(可燃ごみ+不燃ごみ)	t	目標値	11,865	11,249	10,633	12,508	12,115	11,722
				実績値	13,293	12,842	12,020	11,471	11,021	
一般廃棄物のリサイクル率(家庭系)	家庭での分別・リサイクルの取り組みを示す指標である	リサイクル率＝(資源集団回収量+資源ごみ)/総排出量(家庭系排出量+資源集団回収量)	%	目標値	26.2	27.3	28.4	23.4	23.6	23.8
				実績値	22.8	22.6	30.3	29.9	28.5	

3 成果指標の達成状況

達成度	達成状況に関する背景・要因
B	<p>■成果指標「市民一人当たりの一般廃棄物排出量(家庭系)」・・・【達成度 b】 排出量は、しばらく減少傾向を示していたところであるが、近年は横ばいとなっている。ごみの減量については、出前講座や広報等による啓発のほか、公衆衛生組合と連携した呼びかけ等、地道な分別の取り組みが徐々に浸透しつつある。</p> <p>■成果指標「市内全事業所の一般廃棄物排出量(事業系)」・・・【達成度 a】 排出量は、近年減少傾向となっており、排出事業者に対する廃棄物処理組合及び一般廃棄物収集運搬許可業者の分別啓発等の取組が浸透してきているものと考えられる。</p> <p>■成果指標「一般廃棄物のリサイクル率」・・・【達成度 a】 平成28年度から岩手中部クリーンセンターで発生した焼却灰を資源物としてカウントしていることからリサイクル率が高い水準となっている。一方で、店頭回収によるリサイクルの取り組みが進んでいることもあり、資源集団回収量は減少傾向となっている。</p>

4 施策を構成する事務事業一覧

番号	事務事業名 事業内容(活動実績)	担当課	施策への貢献度		
			対象	意図	成果
1	再資源化推進事業 3R運動(ごみの発生抑制、再利用、再資源化)の推進及び資源集団回収団体への支援(401団体)	生活環境課	一致	直結	B
			A		
2	不法投棄防止事業 公衆衛生組合と連携した不法投棄防止看板の設置(15枚)、不法投棄監視員の設置(5名)、不法投棄ごみの回収(4.4t)、不法投棄パトロールの実施(121回)	生活環境課	一致	間接・補完	A
			B		
3	ごみ処理事業 家庭ごみ分別表、カレンダーの作成・配布や岩手中部広域行政組合への負担金の支出、花巻温泉廃棄物処理組合が実施する廃棄物処理事業に対する補助	生活環境課	一致	直結	B
			A		
4	ごみ収集運搬事業 家庭から排出されるごみを収集し、可燃ごみは岩手中部クリーンセンターで、不燃ごみ及び資源ごみは、清掃センターにおいて処理を実施(ごみ収集量16,918t)	清掃センター	間接・少数	間接・補完	B
			C		

5 施策を構成する事務事業の検証

<p>(①市民ニーズや市の関与の必要性が低下した事業、②投入コストのわりに成果が低い事業、③施策への貢献度の低い事業はないか) ・なし</p> <p>(施策の目標を達成するため、さらに成果の向上を図る事業はないか) ・再資源化推進事業において、ごみ減量の推進のため資源集団回収を通じた紙類等の再資源化をより一層強化していく必要がある。</p> <p>(新たに取り組むべき事業はないか) ・ごみの再資源化を推進し、資源回収量を増加させるため、資源集団回収団体の新規の掘り起こし及び活性化を図る。 ・ごみ集積所におけるごみ減量アドバイザーの分別指導を強化する。</p>
--

6 施策の総合的な評価

<p>(課題) ・燃やせるごみは、岩手中部クリーンセンターにおいて処理を行っており、構成市町からのごみの搬入量に応じた処理経費の負担が発生することから、ごみの分別、生ごみの水切り等によるごみの減量対策や再資源化により、一層のごみ排出削減に努める必要がある。 ・資源集団回収による資源回収量が減少傾向にあり、また、少子高齢化による実施団体の減少が懸念されていることから、今後の資源化の推進のため、現行の資源回収の体制維持に努める必要がある。 ・事業系ごみの減量のため、一般廃棄物と産業廃棄物との適正な分別及び処理について、一層の理解を得る必要がある。 ・不法投棄が後を絶たない状況であり、防止のための啓発及びパトロールに努める必要がある。</p> <p>(今後の方向性) ・ごみ分別の徹底や再資源化のほか、生ごみの水切りによる減量について、引き続き公衆衛生組合連合会と連携し周知に努めるとともに、出前講座、広報・市ホームページ等を通じた啓発活動を実施し、より一層のごみの減量化に努める。 ・ごみ減量アドバイザーを活用したごみ集積所での分別指導のほか、資源化の推進のため、資源集団回収団体の設立支援、回収資源の拡大に係る啓発を強化する。 ・事業系ごみの適正な分別及び資源化について周知するとともに、直接事業所を訪問し、排出状況の実態把握及び産業廃棄物の適正処理の呼びかけを行う。 ・不法投棄の監視強化と防止啓発を図るため、不法投棄監視員を設置し、公衆衛生組合連合会及び警察署と連携を図り、パトロールを強化する。</p>
